

# 補助制度のながれ

## 無料耐震相談会

【内 容】年2回、役場で耐震相談会を行います。

- ・ 図面による簡易耐震診断
- ・ 耐震改修に関する相談 など

## ② 耐 震 診 断

【補助内容】 一般診断法による耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

【補 助 率】 4分の3 (上限7.5万円)

総合評点  
1.0未満対象

## 耐 震 改 修 工 事

【補助内容】 耐震改修計画に基づいて行う改修工事費（耐震改修計画書作成費、現場監理費含む）の一部を補助します。

【補 助 率】 補助率2分の1 (上限50万円)



### ① 固定資産税の軽減措置

【内 容】 翌年度から家屋の固定資産税額（120㎡相当分まで）を2分の1に減額（1箇年）。

【期 限】 令和13年3月31日まで

### ② 所得税の特別控除 （住宅耐震改修特別控除）

【内 容】 個人が自己の居住の用に供する家屋に一定の耐震改修をした場合にその年分の所得税額から一定の算式により計算した金額を控除。

【期 限】 令和10年12月31日まで

総合評点  
0.7未満対象

## ③ 建 替 え 工 事

【補助内容】 木造住宅の建替え工事費（除却・新築）の一部を補助します。

【補 助 率】 一律50万円



## 木造一戸建て住宅耐震化支援事業

（財）神奈川県建築安全協会補助事業

【補助内容】 総合評点が0.7未満の木造住宅の建替えに伴う除却工事費の一部を補助します。

【補 助 額】 一律10万円

【備 考】 平成23年9月1日より実施

◎ 補助制度の対象は、次の全てに該当する木造住宅です。

- (1) 村民自らが所有し居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であるもの。
- (3) 木造在来工法で建築されたもの（枠組壁工法又はプレハブ工法によらないもの）。